## 振動規制法により規制している工場又は事業場の特定施設

施設の種類	規模・能力	施設の種類	規模・能力
(1)金属加工機械		(ロ)コンクリー	原動機の定格出力の合計が
(イ)液圧プレス	矯正プレスを除く	ト管製造機械	10 キロワット以上のものに
(ロ)機械プレス			限る
(ハ)せん断機	原動機の定格出力が1キロワ	(ハ)コンクリー	原動機の定格出力の合計が
	ット以上のものに限る	ト柱製造機械	10 キロワット以上のものに
(二)鍛造機			限る
(ホ)ワイヤーフ	原動機の定格出力が 37.5 キロ		
ォーミング	ワット以上のものに限る	(6)木材加工機械	
マシン		(イ)ドラムバー	
		カー	
(2)圧縮機	原動機の定格出力が 7.5 キロワ	(ロ)チッパー	原動機の定格出力が 2.2 キロ
	ット以上のものに限る		ワット以上のものに限る
(3)土石用又は鉱	原動機の定格出力が 7.5 キロワ	(7)印刷機械	原動機の定格出力が 2.2 キロ
物用の破砕	ット以上のものに限る		ワット以上のものに限る
機、摩砕機、			
ふるい及び分		(8)ゴム練用又は	カレンダーロール機以外のも
級機		合成樹脂練用	ので原動機の定格出力が 30
		のロール機	キロワット以上のものに限る
(4)織機	原動機を用いるものに限る		
		(9)合成樹脂用射	
(5)建設用資材		出成出機	
製造機械			
		(10)鋳型造型機	ジョルト式のものに限る
(イ)コンクリー	原動機の定格出力の合計が		
トブロック	2.95 キロワット以上のものに 		
マシン	限る		

## 振動規制法による規制基準 (特定工場等の敷地の境界線における許容限度)

区域の区分	左記の区分に対応する時間の区分ごとの規制基準(単位デシベル)		
	昼間(午前8時から午後7時まで)	夜間(午後7時から翌日の午前8時まで)	
第1種区域	60	55	
第 2 種区域(1)	65	60	
第 2 種区域(2)	70	65	

次に掲げる区域内における基準は、上の表に掲げるそれぞれの基準にかかわらず、同表に掲げるそれ ぞれの基準から5デシベルを減じた値とする。

- (1)第1種区域、第2種区域(1)及び第2種区域(2)に所在する学校、保育所、病院及び患者を入院させるための施設を有する診療所、図書館、特別養護老人ホームの敷地の周囲50メートルの区域
- (2)第1種区域に接する第2種区域(2)の当該接する境界線から当該第2種区域(2)内へ50メートルの範囲内の区域((1)に掲げる区域を除く。)
- (注) 1.第1種区域、第2種区域(1)及び第2種区域(2)とは、次に掲げる区域をいう。
  - (1) 第1種区域:都市計画法第8条第1項第1号に掲げる第1種低層住居専用地域、第2種 低層住居専用地域、第1種中高層住居専用地域、第2種中高層住居専用地 域、第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域
  - (2)第2種区域(1):都市計画法第8条第1項第1号に掲げる近隣商業地域、商業地域及び準工業地域
  - (3)第2種区域(2):都市計画法第8条第1項第1号に掲げる工業地域
  - 2.デシベルとは、計量単位規則第4条第16号に定める振動レベルの計算単位とする。